



福島市告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成29年 1月 6日

福島市長 小林 香

- 1 区 域 大波地区の一部
(別紙のとおり)

別紙

編入する字名	同上に編入される区域
大波字住吉	二四の三
大波字五倫平	一一六の一、一一六の二
大波字岩崎	五の三、七の二、七の三、八の二、八の三及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部
大波字藤四郎内	二五、三三及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部

同上に編入される区域

大波字五倫平

①

大波字五倫平

大波字住吉

②

大波字岩崎

大波字四条内

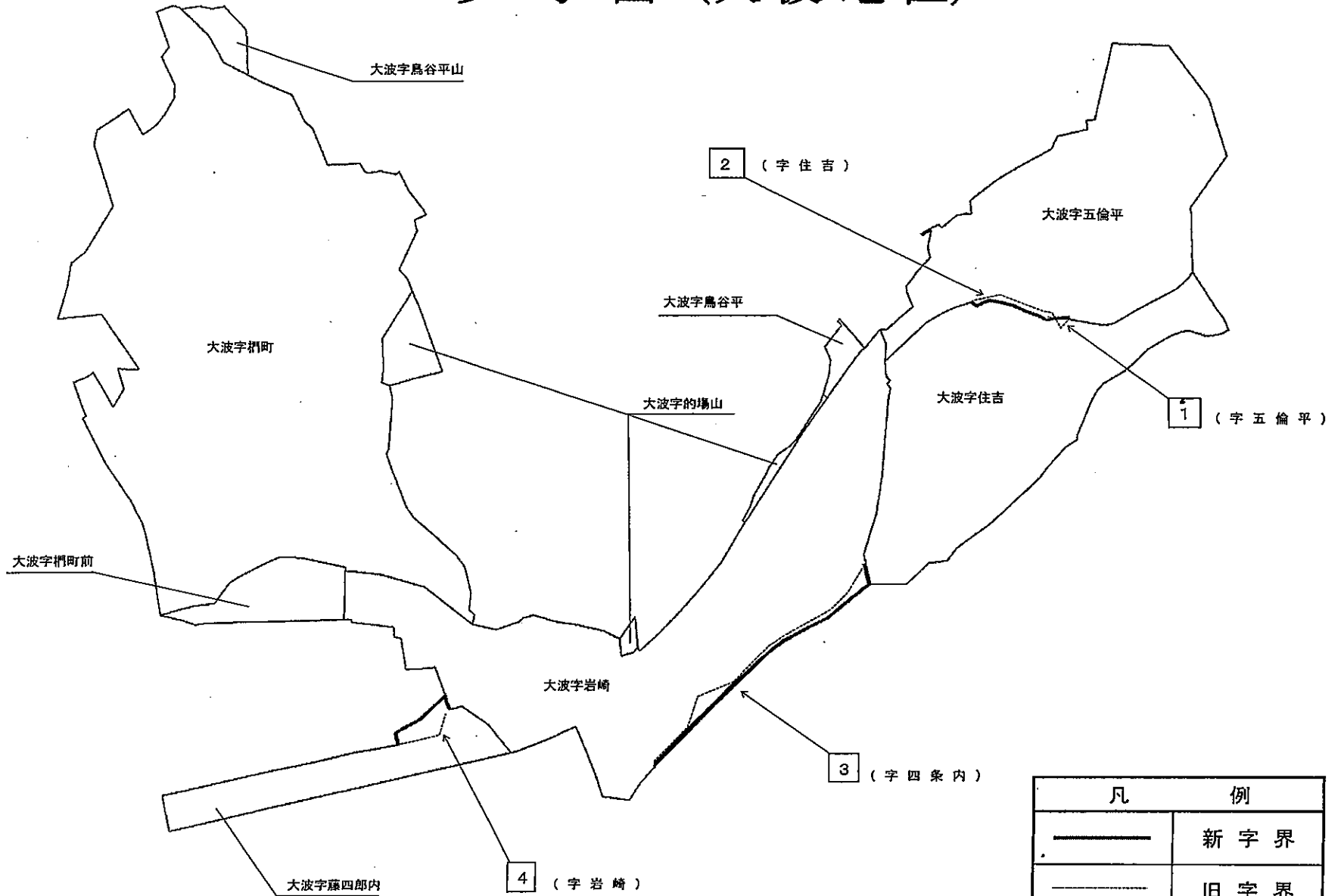
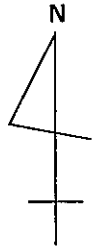
③

大波字藤四郎内

大波字岩崎

④

参考図 (大波地区)



凡 例	
——	新字界
-----	旧字界
()	旧字名